

社会福祉法人早川福祉会
リハビリデイ藤園苑一步一步 指定地域密着型通所介護
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(1690200801)

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 早川福祉会
- (2) 法人所在地 富山県高岡市早川 390 番 1
- (3) 電話番号 (0766) 27-8288
- (4) 代表者氏名 理事長 藤森睦文
- (5) 設立年月日 平成 12 年 6 月 27 日

2. ご利用施設

- (1) 事業の種類 指定地域密着型通所介護事業
- (2) 事業の目的 介護保険法令に従い、必要な日常生活の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 リハビリデイ藤園苑一步一步
- (4) 事業所の所在地 富山県高岡市早川 262 番 1
- (5) 電話番号 (0766) 21-8133
- (6) 事業管理者氏名 横山ひろみ
- (7) 当事業所の運営方針
 - 一、利用者の人格と自主性を尊重します。
 - 二、行き届いた環境の下で、質の高い介護を提供します。
 - 三、常に内容の充実及び向上を図るよう努力します。
 - 四、地域・家庭などとの結びつきを大切にした運営を行います。
- (8) 開設年月日 指定地域密着型通所介護 平成 30 年 4 月 1 日
- (9) 営業日及び営業時間
月曜日～土曜日（年末年始【12/31～1/3】及びお盆【8/14、15】を除く）
8 時 30 分から 17 時 30 分まで
- (10) サービス提供時間
1 単位目 9 時～12 時、2 単位目 13 時 30 分～16 時 30 分とします。
延長サービスは行いません。
- (11) 利用定員 10 名 2 単位
- (12) 通常の事業の実施地域 高岡市内

3. 職員の配置状況

当事業所は、ご利用者に対して指定地域密着型通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。(主な職員の配置状況)

※職員の配置については、厚生労働省指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	厚生労働省指定基準
事業所長 (管理者)	1名 (兼務)	1名 (兼務可)
介 護 職 員	1名以上	1名
生 活 相 談 員	1名以上 (兼務)	1名 (兼務可)
機能訓練指導員	1名以上	1名

<各種職務の内容>

- ① 管理者 管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に運営基準を遵守させるための必要な指揮命令を行います。
- ② 介護職員 日常生活動作能力に応じて必要な介助を行います。(排泄の介助、移動の介助、その他必要な身体の介助)
- ③ 生活相談員 利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言等を行います。
- ④ 機能訓練指導員 利用者の機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供します。日常生活動作に関する訓練、体操、レクリエーション、グループワーク等を行います。

4. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 送迎(原則、ご利用者宅の玄関から出発し、帰りもご利用者宅の玄関までの送迎となります。)

事業実施地域(高岡市)内に居住されている方については、原則として苑車で送迎を行います。

(2) 指定地域密着型通所介護サービスの利用料金については【重要事項説明書(別紙)】を参照してください。

(3) 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお、引落手数料、振込手数料はご利用者様負担となります。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご利用できる金融機関： 高岡信用金庫、北陸銀行、高岡市農業協同組合、ゆうちょ銀行
銀行振り込み	下記指定口座への振り込み ・高岡信用金庫 美幸町支店 普通預金 0070004 ・北陸銀行 昭神通支店 普通預金 5007300 ・高岡市農業協同組合 西部支店 普通預金 6016344 (名義はいずれも社会福祉法人早川福祉会 デイサービスセンター藤園苑) ・ゆうちょ銀行 店名 079 当座 0012260 特別養護老人ホーム藤園苑

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定期日の前に、ご利用者の都合により各サービスの利用を中止または変更、追加することができます。この場合には、利用予定期日の前日までに、当施設に申し出てください。
- ② 利用予定期日の当日に中止の申し出をされた場合は、取消し料として利用料金の一部を負担していただくことがあります。ただし、ご利用者の体調不良等による場合は、この限りではありません。

(5) 利用料金の変更

- (イ) 上記項目(2)に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、当該利用料金を変更することがあります。
- (ロ) 上記項目(2)に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更を行う2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することがあります。
- (ハ) ご利用者及びそのご家族は、前項の変更に同意することができない場合には契約を解約することができます。

5. 事故発生の対応

- ① 当事業所が指定地域密着型通所介護サービスの提供を行っている時に、ご利用者に病状等の急変(異常事態)生じた場合、また、その他必要な場合には、看護職員及び介護職員等により迅速且つ適切な処置を行い、速やかに主治医への連絡、119番への通報、そしてご利用者のご家族に対する連絡などの必要な処置を講じます。
- ② 事故防止に対応するため、ご利用者は以下の事項をお守り下さい。
 - (イ) ご利用者又はこのご家族は、体調の変化があった際には施設の職員にご一報下さい。
 - (ロ) ご利用者は、施設の機械及び器具を使用される際、必ず職員に声を掛けて下さい。
 - (ハ) 施設内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮下さい。
 - (ニ) 施設内への食べ物の持込をされる際、必ず職員に声を掛けてください。
 - (ホ) 施設内は全面禁煙となっております。施設内での喫煙はご遠慮下さい。

6. 虐待の防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (2) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるものを発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

7. 身体拘束について

事業者は原則としてご契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられるときには、ご契約者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) ご契約者およびその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、ご契約者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご契約者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③事業者は、従業員に、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

- (2) 個人情報の保護について

①事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議棟において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご契約者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、ご契約者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、ご契約者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際してコピー代などが必要な場合はご契約者の負担となります。）

9. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) (3)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

11. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 苦情等の受付

本事業所は提供した指定通所介護に対する利用者からの苦情処理に迅速かつ適切に対応するために、指定地域密着型通所介護サービスマニュアルの中に苦情処理の規定を定めその遵守を徹底するものとします。

[苦情第三者評価] 有 [直近の実施日] 令和8年5月20日 [評価者] 林 秀俊・山本 吉夫

①当事業所に対するご要望や苦情等についてのご相談以下の窓口で承ります。

事業所相談窓口	苦情担当者	生活相談員 横山 ひろみ
	受付時間	8:30~17:30
	電話番号	(0766) 21-8133 FAX 番号 (0766) 21-8233

②サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	高岡市長寿福祉課 介護認定審査係	所在地：高岡市広小路7番50号 電話：(0766) 20-1365 FAX：(0766) 20-1364
	富山県国民健康保険 団体連合	所在地：富山市下野字豆田995番地の3 電話：(076) 431-9833 FAX：(076) 431-9834
	富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：富山市安住町5番21号 電話：(076) 432-3280 FAX：(076) 432-6124

13. サービスの第三者評価の実施状況 有 (無)

指定地域密着型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定地域密着型通所介護事業所： リハビリデイ藤園苑一步一步

説明者職名： 生活相談員 氏名 横山 ひろみ

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定地域密着型通所介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者・利用者 住所：

氏名：

契約者・代理人 住所：

氏名：

(続柄)

社会福祉法人早川福祉会 リハビリデイ藤園苑一歩一歩
 指定地域密着型通所介護 **重要事項説明書(別紙)**

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

下記の料金表によって、ご契約者の要介護状態区分に応じたサービス利用料金（利用者負担額）をお支払いください。

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護状態区分に応じて異なります。

[料金表] 指定地域密着型通所介護

		利用単位	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担	
① 基本料	3時間以上 4時間未満	要介護1	416単位/日	416円/日	832円/日	1248円/日
		要介護2	478単位/日	478円/日	956円/日	1434円/日
		要介護3	540単位/日	540円/日	1080円/日	1620円/日
		要介護4	600単位/日	600円/日	1200円/日	1800円/日
		要介護5	663単位/日	663円/日	1326円/日	1989円/日
②個別機能訓練加算Ⅰイ		56単位/日	56円/日	112円/日	168円/日	
③個別機能訓練加算Ⅰロ		76単位/日	76円/日	152円/日	228円/日	
④個別機能訓練加算Ⅱ		20単位/月	20円/月	40円/月	60円/月	
⑤科学的介護推進体制加算		40単位/月	40円/月	80円/月	120円/月	
⑥送迎を行わない場合 (片道)		減額 -47単位/片道	減額 -47円/片道	減額 -94円/片道	減額 -141円/片道	
⑦サービス提供体制強化加算Ⅰ		22単位/日	22円/日	44円/日	66円/日	
⑧介護職員等処遇改善加算Ⅰロ		介護料金（加算含む）の12.7%に相当する額が加算されます				

※ ②③個別機能訓練加算Ⅰイまたはロは、いずれかのみ算定いたします

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

① 日常生活上必要となる諸費用

リハビリパンツ、パット等については、**実費**をご負担していただきます。

リハビリパンツ (M)	90円
リハビリパンツ (L)	100円
尿取りパット (M)	35円
尿取りパット (L)	60円
簡単パット	45円

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用中はご利用者の希望により参加していただくことができます。

③ 複写物の交付 1枚につき 10円

第1号通所事業(サービス・活動 A(通所型)) 重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

ご利用事業所の名称	社会福祉法人早川福祉会
主たる事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 390 番 1
代表者(職名・氏名)	理事長 藤森睦文
設立年月日	平成 12 年 6 月 27 日
電話番号	0766-27-8288

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	リハビリデイ藤園苑一步一步	
サービスの種類	サービス・活動 A (通所型)	
事業所の所在地	〒933-0957 高岡市早川 262 番 1	
電話番号	0766-21-8133	
指定年月日・事業所番号	平成 30 年 4 月 1 日指定	1690200801
実施単位・利用定員	2 単位	定員 5 人
通常の事業の実施地域	高岡市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援者または事業対象者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、サービス・活動 A (通所型)のサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他 関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護 状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時及びサービス提供時間

営業日	月曜～土曜日(年末年始 12/31～1/3、お盆 8/14, 15 を除く)
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
サービス提供時間	1 単位目: 9 時から 12 時 2 単位目: 13 時 30 分から 16 時 30 分

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1 人以上
介護職員	常勤 1 人以上
機能訓練指導員	常勤 1 人以上

6. 事業所の管理者

あなたへのサービス提供の管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	横山ひろみ
----------	-------

8. 提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

① 機能訓練

機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。

② 排泄

排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 送迎(原則、ご利用者宅の玄関から出発し、帰りもご利用者宅の玄関までの送迎となります。)

事業実施地域（高岡市）内に居住されている方については、原則として苑車で送迎を行います。

(2) サービス・活動A（通所型）の利用料金については【重要事項説明書（別紙）】を参照してください。

(3) キャンセル料

サービス・活動A（通所型）は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

(4) 支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。なお、引落手数料、振込手数料はご利用者様負担となります。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご利用できる金融機関： 高岡信用金庫、北陸銀行、高岡市農業協同組合、ゆうちょ銀行
銀行振り込み	下記指定口座への振り込み ・高岡信用金庫 美幸町支店 普通預金 0070004 ・北陸銀行 昭和通支店 普通預金 5007300 ・高岡市農業協同組合 西部支店 普通預金 6016344 (名義はいずれも社会福祉法人早川福祉会 デイサービスセンター藤園苑) ・ゆうちょ銀行 店名 079 当座 0012260 特別養護老人ホーム藤園苑

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待の防止について

事業者は、ご契約者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(2) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(3) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるものを発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

12. 身体拘束について

事業者は原則としてご契約者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及びことが考えられるときには、ご契約者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご契約者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性・・・ご契約者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) ご契約者およびその家族に関する秘密の保持について

①事業者は、ご契約者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

②事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得たご契約者またはその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は、従業者に、業務上知り得たご契約者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、ご契約者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご契約者の個人情報を用いません。また、ご契約者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご契約者の家族の個人情報を用いません。

②事業者は、ご契約者またはその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、ご契約者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際してコピー代などが必要な場合はご契約者の負担となります。）

14. 非常災害対策

(1) 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

(2) 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

(4) (3) の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、ご契約者に対する通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 苦情相談窓口

[苦情第三者評価] 有 [直近の実施日] 令和8年5月20日 [評価者] 林 秀俊・山本 吉夫

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

担当者 横山 ひろみ

電話 0766-21-8133

(2) その他 当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

高岡市長寿福祉課

所在地 : 高岡市広小路7番50号

電話 : (0766)20-1365 FAX : (0766)20-1364

国民健康保険団体連合会

所在地 : 富山市下野字豆田995番地の3

電話 : (076)431-9833 FAX : (076)431-9834

富山県福祉サービス適正化委員会

所在地 : 富山市安住町5番21号

電話 : (076)432-3280 FAX : (076)432-6124

18. サービスの第三者評価の実施状況

有



19. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者：社会福祉法人早川福祉会 リハビリデイ藤園苑一步一步

説明者職名： 生活相談員 氏名 横山ひろみ

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者・利用者 住所

氏名

契約者・代理人 住所

氏名

(続柄)

サービス・活動 A (通所型) **重要事項説明書(別紙)**

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

下記の料金表によって、ご契約者の利用状況に応じたサービス利用料金(利用者負担額)をお支払いください。

[料金表] サービス・活動 A (通所型) <利用時間：半日・月あたり料金>

		①基本料	②科学的介護推進体制加算	③介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
週1回 利用	送迎有	1146単位/月	36単位/月	146単位/月	1328円/月	2656円/月	3984円/月
	送迎無	1079単位/月		137単位/月	1252円/月	2504円/月	3756円/月
週2回 利用	送迎有	2309単位/月		293単位/月	2638円/月	5276円/月	7914円/月
	送迎無	2173単位/月		276単位/月	2485円/月	4970円/月	7455円/月

(注1) 上記の利用料金は、高岡市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料金を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

① 日常生活上必要となる諸費用

リハビリパンツ、パット等については、実費をご負担していただきます。

リハビリパンツ (M)	90円
リハビリパンツ (L)	100円
尿取りパット (M)	35円
尿取りパット (L)	60円
簡単パット	45円

② レクリエーション、クラブ活動

ご利用中はご利用者の希望により参加していただくことができます。

③ 複写物の交付 1枚につき 10円